

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人グランダム特許事務所 様 あて名 〒460-0008 日本国愛知県名古屋市中区栄二丁目4番1号 広小路栄ビルディング3階	PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]
発送日 (日.月.年) 07.01.2020	

出願人又は代理人 の書類記号 W190560AB	今後の手続については、下記2を参照すること。
-----------------------------	------------------------

国際出願番号 PCT/JP2019/044531	国際出願日 (日.月.年) 13.11.2019	優先日 (日.月.年) 04.12.2018
-----------------------------	-----------------------------	---------------------------

国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H01R13/52(2006.01)i
--

出願人 (氏名又は名称) 株式会社オートネットワーク技術研究所

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 19.12.2019

名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 山本 裕太 電話番号 03-3581-1101 内線 3368	3T	6214
---	--	----	------

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	3, 6-7	有
	請求項	1-2, 4-5	無
進歩性 (I S)	請求項	3, 6-7	有
	請求項	1-2, 4-5	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-7	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1：JP 11-288756 A (矢崎総業株式会社) 1999.10.19,
段落 [0033] - [0037]、[図1] - [図2]
& US 6527574 B1, 第6欄第21-63行, FIG. 1-2
& EP 948091 A1 & DE 69931687 T2

文献2：JP 2012-018802 A (住友電装株式会社) 2012.01.26,
段落 [0014] - [0021]、[0032]、[図1]、[図8] - [図12]
(ファミリーなし)

請求項1-2、4-5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より新規性及び進歩性を有しない。

請求項1-2、4-5に係る発明と文献1に記載された発明とを対比すると、文献1に記載された発明の「電線12」は、請求項1-2、4-5に係る発明の「電線」に相当し、以下同様に、「端子13」は「端子金具」に、「ハウジング11」は「ハウジング」に、「軟質シール材14」は「一括ゴム栓」に、それぞれ相当する。

そして、文献1に記載された発明のハウジング11の端子13が収容される領域と、軟質シール材14の電線12が挿通する箇所は、端子13が接続されていない状態の電線12が貫通可能である(文献1の段落[0033]参照。)

また、文献1に記載された発明の「電線挿通孔21」は、請求項2に係る発明の「狭小部」に相当し、電線12は電線挿通孔21を貫通することが可能であり、端子13は電線挿通孔21を貫通することが不能であるといえる(文献1の段落[0033]、[図2]参照。)

さらに、文献1に記載された発明の「端子ハウジング収容室23」は、請求項4に係る発明の「収容凹部」に相当し、「開口端22a」は「抜止め部」に相当し、端子ハウジング収容室23は、電線挿通孔21に対して偏心しているといえる(文献1の段落[0033] - [0034]、[図2]参照。)

そうすると、請求項1-2、4-5に係る発明は文献1に記載された発明である。

< 補充欄に続く。 >

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 1 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 2 より新規性及び進歩性を有しない。

請求項 1 に係る発明と文献 2 に記載された発明とを対比すると、文献 2 に記載された発明の「シールド電線 10」は、請求項 1 に係る発明の「電線」に相当し、以下同様に、「雌端子 16」は「端子金具」に、「雌ハウジング 20」は「ハウジング」に、「端子収容室 21」は「収容室」に、「ゴム栓 40」は「一括ゴム栓」に、「電線挿通孔 42」は「シール孔」に、それぞれ相当する。

そして、文献 2 に記載された発明の端子収容室 21 と電線挿通孔 42 には、雌端子 16 が接続されていない状態のシールド電線 10 が貫通可能であるといえる（文献 2 の段落 [0032]、[図 1]、[図 8] 参照。）。

そうすると、請求項 1 に係る発明は文献 2 に記載された発明である。

請求項 3、6-7 に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献に対しても新規性及び進歩性を有する。

何れの文献にも、「狭小部が、シール孔の前端に連通し、かつ前記シール孔に対して同心状に配されている」点、及び「リヤ部材は、電線の貫通を可能とし、かつ端子本体部の貫通を不能とする電線貫通孔を有している」点は記載されておらず、出願時の技術常識を考慮しても、当業者といえども容易に想到し得ないものである。